

判例から学ぶ医療と法 — 第28回

「顛末報告義務」

大阪地裁平成20年2月21日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所

弁護士 赤石 圭裕

◆事案の概要

本件は、国立大学法人である被告の開設する病院において受けた下顎骨区域切除術などの手術により、予期せぬ後遺症（身体障害1級）が残った原告が、被告に対し、①当然に開示されるべき診療録などの開示が受けられず、また、②医師から診療録などに基づく顛末報告を受けることもできなかったなどと主張して、診療契約の債務不履行または人格権侵害の不法行為に基づき、慰謝料1,250万円などの支払いを求めた事案である。本稿では、②の顛末報告義務の点について述べることにする。

なお、原告は、本訴訟提起以前に、被告の診療に過失があるとして損害賠償請求訴訟を別途提起していた。当該別訴訟において、原告は被告に対して診療録の開示を求めていたが、診療録を紛失したとの理由で診療録は開示されなかったという事情が存していた。当該別訴訟では本訴訟提起後に、原告の請求を棄却する旨の判決が確定している。

◆判決の要旨

まず、判決は、顛末報告義務の点に関して、「医師らは民法645条により、少なくとも患者の請求があるときは、その時期に説明・報告することが相当でない特段の事情がない限り、本人に対し診療の結果、治療の方法、その結果などについて説明および報告すべき義務（顛末報告義務）を負うといえる。」と判示して、一般論として医師

が顛末報告義務を負うことを認めた。

次に、判決は、顛末報告義務の内容・方法などについて、医師らに一定の裁量が認められることを前提として、「当該診療の内容、医師らが行った説明、当該診療録などの記載内容の重要性、医師らが当該診療録などを示すことができない事情、患者が顛末報告のために診療録などを示すよう求める理由や必要性、報告時の患者の症状などの具体的事情を考慮して決すべきもの。」と判示した。

その上で、判決は、本件について、「原告にとっては予期しない身体障害1級という重篤な後遺症を有するに至っているのであるから、原告が、診療の経過について、診療録などに基づいて具体的な詳細を知りたいと考えることには十分な理由がある。また、診療録を示して顛末の報告を行うことに支障があったとはいえない。」などとして、被告において診療録などを示しながら顛末を報告する義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったものとして、慰謝料30万円の支払いを命じた。

◆この判例をどう理解するか

本件は、医師の患者に対する顛末報告義務が問題となった事案である。

一般に、顛末報告義務とは、診療行為の終了後における患者に対する結果報告義務を指すものであり、治療行為などの前に生じうる説明義務¹⁾とパラレルなものとして、医師の説明義務の一類型

として位置付けられるものとされている。現時点では顛末報告義務に関する最高裁判例は出されておらず、その法的根拠などについては必ずしも明らかでないが、本件では、受任者の報告義務について定めた民法645条に基づき顛末報告義務が発生するものとした。

本件は診療行為が失敗に終わった事例であるが、特に問題なく診療行為が行われた場合であっても成功顛末報告義務を直ちに免れるものではないと考えられている（もっとも、その場合は簡単な報告で足りる場合が多いかもしれない）。また、患者が死亡した場合においては、患者の家族に対する顛末報告義務が生じうるとする裁判例がある。

では、顛末報告義務の方法・内容として、どの程度まで求められるものなのか。顛末報告義務に関する裁判例では「適時に適切な方法」により説明することを求めているものが多く、一般論としてどの程度までの説明があれば十分と断言することは難しいため、個々の事案分析を手がかりにすることとなる。

本件では、診療録を示しながら顛末を報告する義務の有無が問題となったところ、判決は、医師に一定の裁量を認められることを前提に個々の具体的事情を考慮して判断すべきとした上で、診療により患者に身体障害1級という予期せぬ重篤な後遺症が発生しており、診療の経過について、診療録などに基づいて具体的な詳細を知りたいと考えることには十分な理由があることから、診療録なども示した上で顛末報告する義務があることを認めた。本件では、医療機関側が診療録を紛失しており、そもそも診療録の開示が不可能だったという特殊事情があるため、本件を一般化して良いかという問題はあるものの、少なくとも患者に生じた結果が重篤であればあるほど、患者側において詳細を知りたいという期待が高まるといえることなどから、医師において、例えば診療録な

どといった医療記録を示した上で、より詳細な説明をすることが求められる傾向にあるものと考えられる。

顛末報告義務違反により発生し得る損害としては慰謝料が考えられる。本件では、原告に一定の精神的苦痛が認められることを前提としつつも、紛失した診療録以外の記録から原告の診療の全体について相当程度把握することが可能であったことなどを理由として、慰謝料の額は30万円が相当とされた。慰謝料額の認定は裁判官の裁量によるところが大きい。一般には、医師による説明の程度・態度や、もともとの診療により患者に生じていた結果などが考慮要素となり得るものと考えられる。

顛末報告義務に関する裁判例を見ると、きちんとした説明がなされていたとすれば訴訟という事態を回避できたと考えられる事案が相当数含まれているように思える。無用な紛争を防止するという観点からも、特に一定のあしき結果が発生した事案においては、医療機関側の過失の有無にかかわらず、事故の原因などについて調査・分析をした上で、適切に患者（ないし遺族）に対して説明することが重要であるものといえよう。

◆この判例からどう学ぶか

- ①医師は診療行為後において、説明義務の一環としての顛末報告義務を負う。
- ②患者に生じた結果の重大性などの諸事情によっては、より詳細な顛末報告義務を負うことがある。
- ③特に一定のあしき結果が発生した事案においては、その後の調査・分析が無用な紛争の防止につながりうる。

1) 説明義務については、本連載第2回「説明義務」などを参照されたい。